

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●上郡町

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	空き家活用支援事業補助金 <住宅型(若年世帯又は子育て世帯)>	○		地域振興課	0791-52-1162	